

地区委員ニュース

第86号

つつじ野団地
管理組合
地区委員会発行
令和2年/02/25

地区委員長 大島 勝

令和2年も無事開けました。日頃より、つつじ野団地居住者の皆様の、地区委員会活動に、ご理解とご協力いただきまして有難うございます。

高齢化が進む中、地区委員会と致しまして、本年も継続して**安全・安心で住みよい環境を守るための活動**に取り組んでまいりますので宜しくお願い致します。

下記に、去年のゴミ集積場及び不法駐車車のチェック状況を示します。
相変わらず**月平均30件以上**の不具合が発生しています。違反削減の更なる改善が図れる様、生活ルールの順守と徹底をお願いします。

1. 「ごみ違反」 環境保全担当部長 榎本猛夫

[7月～12月]

期 間	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計	平均
H30/7月～12月	48	77	31	45	24	39	264	44
R01/7月～12月	39	86	42	49	37	31	284	47
指定以外の物	28	63	33	41	33	30	228	38
後だし	11	23	9	8	4	1	56	9

何故8月がこんなに多いのでしょうか？

違反内容

指定品以外の物が出される。

燃やすごみの日に燃えない物、ダンボール、プラスチック、危険物等を出す
ペットボトルのキャップを外していない。ラベルを外していない。洗っていない
収集後に出される。

ごみ集積所の点検を続けて、毎月まとめて気が付くことがあります。

「ごみ集積所」は「ごみ捨て場」ではなく「一時的なごみ置き場」と考えます。

家の中のごみを種類分けもせず、日時・曜日もわきまえずに何時でも出すはルール違反です。そういう方が、団地内におられると思わせるのが非常に残念です。

幸いに、つつじ野団地でごみへの放火など発生しておりません、**決められた物を決められたルールに則って決められた日時に出す。**

お互い規則を守り、快適に過ごせるつつじ野団地にしていきましょう。

2. 「駐車違反」 生活秩序担当部長 寺門可弦

[不法駐車 7月～12月]

期 間	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計	平均
H30/7月～12月	40	29	30	36	36	30	201	34
R01/7月～12月	25	32	49	34	33	33	206	34

当団地では、所定駐車場以外に場所は駐車禁止となっております。
路上駐車、駐車場以外での駐車は、火災や救急などの緊急時の車両侵入の妨げや、その他の事故の原因ともなります。

車両駐車についてお願い

車で来訪される方には、事前に当団地内には、駐車場が少ない由を伝えて下さい。

やむを得ず車で来訪される場合には、早めに管理組合事務所で手続きされ指定の来客駐車場に駐車して下さい。

介護サービス等車両がやむを得ず一時的に駐車する場合には必ずハザードランプを点灯させるか、指定された来客駐車場に駐車してください。

工事の機材搬出入する車両は、ハザードランプを点灯させ作業終了後は、指定された来客駐車場に速やかに移動をお願いします。

※地区委員会では、不法駐車車両への『警告書』の貼り付け、警告無視や常習的に不法駐車する悪質な車両は広報にて公表します。

3. 防犯パトロール隊員の募集

管理組合では団地内の防犯パトロールに協力して頂ける有志の方を募集しています。希望される方は、管理組合事務所に申し込みをお願いします。

目的

①団地を守る。②きれいな団地にする。③住民と交流する。④健康維持を図る。

現状

防犯パトロール隊は発足から7年目を迎えました。3班構成・月2回それぞれ約30分の巡回パトロールを実施し、気づいた事の報告、不具合点の改善を図っています。

是非、団地には良い環境を維持する為、犯罪の起きない地域にする為の住民の目が行き届く活動に参加してみませんか！！

安全で住みよい環境の維持は、全員参加の『自主管理』で！

